

もくじ

まえがき

序章 相続対策をはじめましょう

①なぜ生前契約書が必要なのか	10
1 エンディングノートはいざという時に役に立たない	10
2 遺言書だけでは対応できない問題がたくさんある	11
3 遺言書と生前契約書をセットで作成しましょう	12
②なぜ相続対策は遺産分割対策から始めるのか	14
1 相続対策は遺産分割対策から始めるのが鉄則	14
2 遺産分割対策を一番に考えないと税法上不利になる	15
3 なぜ生前に遺産分割対策をすべきなのか	16

第1章 終活に必要な生前契約書

①遺言書だけでは高齢期の問題は解決しない	20
1 遺言書だけでは自分の老後を守れない	20
2 生前契約書がないと相続トラブルになる	22
3 生前契約書によるトータルサポート	24
4 終活を考えるときの11コのヒント	24
②終活プランにはなぜ生前契約書が必要なのか	27
1 終活プランを作るときの3つのキーワードとは	27
2 生前契約書で生前にやること・死後にやること	32
3 おひとり様の生前契約書の作り方	37
4 後東式人生終活プランの作り方と流れ	40
③体が不自由になったら財産管理等委任契約書	43
1 なぜ財産管理等委任契約書が必要なのか	43
2 高齢者の財産管理は相続トラブルの温床	44
3 病気・要介護状態に備える財産管理等委任契約書	45
4 誰に代理権を与えるのか	46

5. 財産管理等委任契約と任意後見契約の違い	47
㊤判断能力が低下したら任意後見契約書	50
1. 高齢者4人に1人が認知症	50
2. 認知症に備える任意後見契約書	54
㊦延命治療をしないようにする尊厳死宣言書	67
1. なぜ終活に尊厳死宣言書が必要なのか	67
2. 尊厳死と安楽死は異なる	68
3. 尊厳死宣言書の書き方	
4. 日本尊厳死協会の尊厳死宣言書	71
㊧孤独死と見守り契約書	73
1. なぜおひと0様は孤独死が多いのか	73
2. 年間3万人、1時間に3人が孤独死	74
3. どういう人が孤独死になりやすいのか	76
4. 孤独死を防ぐ見守り契約	79
㊨葬式・お墓・永代供養と死後事務委任契約書	81
1. 葬式は誰が行い、葬儀費用は誰が支払うのか	81
2. 供養スタイルの変化とお墓の減少	84
3. あなたのお墓は誰が承継しますか	87
4. 死後事務委任契約書が必要な理由	89
㊩散骨・樹木葬と死後事務委任契約書	93
1. 人気上昇中の散骨	93
2. 人気急上昇中の樹木葬	95
3. 散骨・樹木葬を希望するなら死後事務委任契約書が必要	96
㊪献体・臓器提供・アイバンクと死後事務委任契約書	98
1. 献体と死後事務委任契約書	98
2. 臓器・眼球提供と死後事務委任契約書	101
2章 生前契約書と遺言書の関係	
①遺言できること、遺言できないこと	106

1. 遺言できる「法定遺言事項」	106
2. 遺言書に書いても法的な拘束力がない「付言事項」	110
3. 遺言することができないこと	111
4. 遺言書に書いても無意味な死後の後始末	112
⑩自筆証書遺言は書かない方がよい理由	116
1. 自筆証書遺言では預金の払い戻しができない	116
2. 自筆証書遺言は「検認」という手続きが面倒	120
3. 公正証書遺言7つのメリット	
⑪遺言書に多い誤解	127
1. 遺言書は子供と相談して書くな!	127
2. 遺言と遺書はまったく別物	130
3. 相続放棄は非常に誤解が多い	134
4. 信託銀行で遺言書を作成する問題点	136
3章 生前契約書と遺言書を書いておきたい人	
⑫遺言書自体が相続トラブルになる人	142
1. 遺言は遺留分でもめる	142
2. 遺留分の算定方法	143
⑬生前贈与が原因でもめる人	145
1. 生前贈与が相続トラブルになる理由	145
2. 生前贈与を受けると相続分が減る	147
3. 遺言書による特別受益問題	
⑭おひとり様・子供のいない夫婦・一人暮らしの人	152
1. 子供のいない夫婦は、 妻が全財産を相続できるとは限らない	152
2. 子供のいない夫婦・おひとり様・一人暮らしの人は、 遺言書と生前契約書が最重要	155
3. 子供のいない夫婦・おひとり様・一人暮らしの人は、 要介護状態・認知症になった場合に備えて	158
4. 子供のいない夫婦・おひとり様・一人暮らしの人は、 葬儀・お墓は誰に頼むのか	160

⑩要介護状態・認知症の人がいる家庭	164
1. 介護する人は他の相続人から疑われる損な役まわり	164
2. 療養看護などによる寄与分	165
3. 寄与分の計算方法	166
⑪前妻の子と後妻、離婚・再婚した人	
1. 離婚・再婚した人は相続人と相続分が複雑に	168
2. 後妻と前妻の子は立場の違いで非常にもめる	168
3. 内縁の妻には相続権なし	169
4. 離婚・再婚の相続はかなり複雑	170
⑫アパ・マンの家賃収入と借金のある人	172
1. アパートの家賃収入は相続開始と同時に法定相続分で分割	172
2. アパートローンは相続開始と同時に法定相続分で相続	173
3. 借金のあるアパートの相続対策	173
⑬中小企業の自己株式と貸付金のある人	176
1. 自己株式の生前贈与には3つのリスクがある	176
2. 相続税を会社に払ってもらう自己株式の買取り制度	179
3. 自己株式の買取り資金は生命保険が最適	182
4. 生命保険を使った自己株式の買取り制度	184
5. 社長個人の貸付金は相続財産になる	186
⑭分割できない不動産を持つ人	190
1. 不動産の分割は容易ではない	190
2. 不動産がある人は遺言書が必要	191
3. 主な財産が自宅だけの人はよくもめる	192
4. 親の土地に子が家を建てるケースは遺言書が必要	194
⑮相続争い対策は遺言書と生命保険の代償分割で	195
1. 代償分割が有効な場合	195
2. 遺言書による遺産分割対策	196
3. 生命保険を活用した代償分割	197

終章 相続対策とまとめ役

④相続にはまとめ役が必要	202
1 相続・遺言の専門家なんていない	202
2 8人の専門家とまとめ役	203
3 相続人のまとめ役	206
⑤相続は感情と勘定の問題	207
あとがき	209
遺言書+生前契約書 書式サンプル	210
著者紹介	220

まえがき

この本を手にとられた方にとって、「生前契約書」という言葉はあまりなじみがないこと
と思います。これから本書でご紹介する「生前契約書」とは、

- ・「財産管理等委任契約書」
- ・「任意後見契約書」
- ・「尊厳死宣言書」
- ・「死後事務委任契約書」

の4つを中心とする法的書類です。

筆者は相続コーディネーター[®]として、数々の相続案件に携わりました。その案件の中には、公正証書遺言（公証役場で公証人に作成してもらった遺言。以下、本書では、特に記載がない限り、遺言書は公正証書遺言を指すものといたします）を生前きちんと用意していたにもかかわらず、相続人同士がもめてしまった事例がいくつもありました。また、せっかくエンディングノートを書いておいたのに、世くなってから実行されなかったケースも数多く目にしてきました。

こうした経験から筆者は、遺言書だけでは対策しきれない数々の相続トラブルに備えるため、「生前契約書+遺言書」をセットで作成するようおすすめいたします。

遺言書のメリットは、親の死後に遺産分割協議を行う必要がなく、相続人間のトラブルが起こりにくいことです。

しかし遺言書が残されていても、「生前、親の介護や認知症の面倒を誰がみたか」ということが原因でもめるケースがあります。面倒をみていた人が、その分多くの財産を要求したりするので。

あるいは、親の介護の面倒をみると称して、親のキャッシュカードを預かり、自分の買い物をしたり、親が亡くなる前に多額のお金を引き出したりしてしまうケースもよくあります。後日このことに他の相続人が気付いて、相続トラブルに発展します。

また遺言書が残されていても、相続人が遺言書を開く前に親が亡くなったら、まず葬儀があります。このとき、葬儀を誰が行い、その費用を支払うのがゴタゴタするおそれがあります。

さらに最近増えているのが、散骨や樹木葬を希望する場合です。

誰が散骨や樹木葬を行い、その費用をどこから支払うのかという問題です。つまり誰が葬儀や散骨・樹木葬を行い、どのような方法で行うのか、そしてその費用をどこから支払うのか、という問題が生じます。これらの問題が相続トラブルの原因となってしまうのです。

また、高齢期において、がんや交通事故などで回復の見込みがない場合、延命治療を望まないという人は多いと思われまます。延命治療は本人だけでなく家族にとっても抵抗のある治療方法であり、延命治療をするかどうかで兄弟姉妹の意見が分かれることもあります。

死後に起きるもめ事は、すべて生前に原因があります。死後に原因があるわけではありません。

遺言書だけでは、延命治療や介護、認知症に対応できませんし、葬儀や散骨・樹木葬など死後の後始末を書いても法的な拘束力もありません。

そこで筆者がおすすめするのが、遺言書とセットで「生前契約書」を作成する方法です。

病気や要介護状態のときの財産管理や療養看護については「財産管理等委任契約書」で備え、認知症になったときは「任意後見契約書」で備えておくのが万全です。延命治療については「尊厳死宣言書」にて意思を明文化しておきます。葬儀や死後の後始末については

「死後事務委任契約書」を用意しておきます。子供のいない夫婦、おひとり様、一人暮らしの人の場合はさらに、病院に入院したり介護施設に入居するときに、「保証人契約書」や「見守り契約書」の必要性も生じます。

「財産管理等委任契約書」「任意後見契約書」「尊厳死宣言書」「死後事務委任契約書」、

これらの4つの書類すなわち「生前契約書」によって、誰が、何を行い、その費用はどこから支払うのかを明確にしておけば、相続人同士が相続でもめることはなくなります。同時に終活において自分の遺志を実現するための指示書として機能します。

相続や終活には、予期せぬ事態（トラブル）がつきものです。いざトラブルに直面したとき、困るのは他でもないあなたと、あなたの身近にいる大切な人たちです。

あなたの大切な人をトラブルから守るために、ぜひ今のうちから、「遺言書」と「生前契約書」をご検討ください。

あなたにとってこの本がお役に立てば、これほどうれしいことはありません。

平成29年2月

筆者

①相続にまとめ役が必要

1 相続・遺言の専門家なんていない

著者が「相続のまとめ役、相続を調整する人」という意味で「相続コーディネーター®」を名乗るようになったのは、20数年前、実の親の相続がきっかけでした。税理士、弁護士、司法書士、宅地建物取引士（不動産屋）などの専門家が関係したにもかかわらず、10か月以内に遺産分割協議ができず、相続税の申告・納付ができませんでした。

このとき気づかされたのは「専門家は相続を知らない。自分の分野だけの仕事しかしない。相続人が困っても相談にのることはなく、手を差し伸べることはない」ということです。相続人にとって、相続は初めて経験することばかりです。そんな相続人の側に立ち、専門家をついにまとめ、相続を最初から最後まで一貫して支える相続コーディネーター®の存在の必要性を痛感しました。

一般に、相続は税理士に相談するもの、というイメージがあります。全国に税理士は平成26年時点で約7万5,000人いますが、同年の相続税の申告件数は約5万3,000件です。相続税の申告を1年間で1件経験するかしないか、というのが実情です。

多くの税理士にとって、毎月の法人顧問料と、年1回の決算と、確定申告が主な収入源です。法人の顧問料は会計事務所の経営を安定させますが、いつ発生するのか分からない相続税の申告業務はスポット業務になり、避けたい業務なのです。

同じようなことが遺言にも言えます。平成28年時点で、日本には弁護士が約3万8,000人、司法書士は約2万2,000人、行政書士は約4万2,000人で、合計約10万2,000人です。平成26年における公正証書遺言の作成件数は10万4,490件でした。公証役場へ遺言者本人が出向いて作成する場合もありますから、実際に専門家に依頼して、遺言原稿の作成を助言をしてもらっているケースはもっと少ないと思われまづ。これらの専門家の人数で遺言数を割ると、1年に1件程度遺言と関わり合いがあるかどうかです。

その上、遺留分まで計算して遺言原稿のアドバイスをしている専門家は少ないと思われまづ。なぜなら遺留分が仮に不動産であれば、固定資産税評価額や相続税評価額ではなく、時価評価になるからです。不動産の時価については弁護士や司法書士、行政書士よりも、近所の不動産に尋ねたほうがよいでしょう。

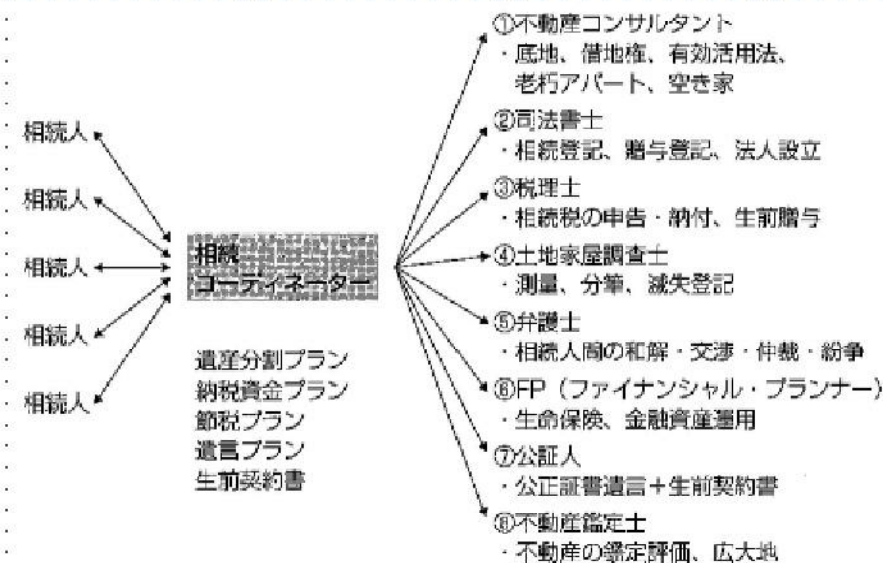
また相続発生時に遺言書に従って不動産だけ相続しても、いざその時に資金が足りず、納税できないようでは困ります。ですから相続税が課税される人は遺言書を作成する前に、あらかじめ相続税の予想額を算出したうえで遺言書を作成したほうがよいでしょう。相続税のことであれば、税理士が適任です。

このように、遺言原稿の作成一つをとっても、不動産屋や税理士などのアドバイスが必要になります。こんなときこそ相続コーディネーター®の出番です。

2 8人の専門家とまとめ役

相続人は相続が発生しても、経験が少ないため何をどうすればよいかわからないことが多くありますが、相続コーディネーター®を相続の1つの窓口とすることで、専門家に自分の意思を適切に伝えることができ、不安や悩みも解消されます。相続コーディネーター®は相続を最初から最後まで、複数の専門家をまとめてサポートします。相続は下記の8分野の専門家たちと協力して進めます。

◆これからの新しい相続はワンストップ・サービスで提供



相続税が発生する場合、相続人は相続手続きを進めるために税理士、司法書士など多くの専門家と付き合いなければなりません。また相続人が複数いる場合、他の相続人とも向き合わなければなりません。

相続税が発生しない場合でも、遺産分割は行わなければなりません。相続争いが多いのは、相続税が発生しない人で、かつ主な財産が自宅や土地しかない場合です。自宅に相続人が住んでいると不動産は簡単に分割できず、相続のとき取り分を巡ってよくもめます。

相続業務は広範囲におよびます。いろいろな対応をしてくれる窓口役がないことが一番の問題です。

日本人の相続財産のうち50%以上が不動産であり、家一軒が主な財産という方も少なくありません。不動産に関する法令は、地方自治体ごとに決めている条例も含めると実に40近くもあります。

税理士や弁護士といえども、不動産に苦手意識を持つ方は少なくありません。

筆者は以前、遺産として広大な山林を所有した人の相続税申告コーディネート業務を依頼されたことがあります。その山林は、ゴルフ場18ホールが20か所分取れるほどの面積がありました。

山林の相続税を評価する場合、林地(土地)と立木(杉や檜)に分けて相続税の計算を行います。筆者の経験上、立木に相続税は課税されないと思っていたり、森林組合の森林簿で単純に計算すればよいと思っている人が大多数です。

前述の山林の例では、山林の相続税評価額は、地味級、立木度、地理級などを控除しない場合、数億円でした。しかし私がコーディネーターとして関わり山林の時価評価をした結果、相続税は0円になりました。また別の土地は広大地評価を適用して、相続税評価額

を5,000平方メートル減額することができました。

最終的にこれらの山林や土地は売却しましたが、そこにいたるまでに立木の価値を決める人、山林の買主を探す人、山林の土地の登記などをきちんとする人（司法書士）、広大地適用できるようにする人（不動産鑑定士）、相続税の計算をする人（税理士）など合計10名の専門家に依頼をしました。さらに林野庁や複数の森林組合に話をして資料の提出などをお願いしました。

このようにコーディネーターにしか考えだせない、相続問題を解決する相続スキームもあります。相続人が漠然としか描けない相続ストーリーを具体的にし、専門家をまとめ、相続人のために実現していくのが相続コーディネーター®の仕事です。

3 相続人のまとめ役

相続コーディネーター®とは、「相続人のまとめ役となり、必要に応じて専門家に指示し、また専門家の協力を得ながら、経済面、法律面、感情面の現状分析を行い、ワンストップ・サービスで遺産分割プラン、納税資金プラン、節税プラン、遺言プラン、生前契約書などの相続対策を相続人の意見や要望に沿って立案し、あわせて実行の援助と見直しをする人」と定義できます。

相続コーディネーター®の業務は、相続・遺言の問題点を抽出して、専門家と打合せをしながら提案していくものになります。

相続というものは、自分の両親、あるいは配偶者の両親、自分の兄弟姉妹などを含めても、一生に数回しか経験できません。自分の相続であれば生前に対策を立てることはできますが、その結果を確認することはできません。

相続業務は親族や関係者への連絡、葬式、納骨、死亡届の提出、保険金の請求、医療機関への支払いおよび退院手続き、身の回りの生活用品の処分などの死後事務ほか多岐にわたります。また財産確認をして相続人間で遺産分割協議し、金融機関への預貯金の払い戻し、不動産の相続登記などの遺産整理もあります。

相続人自身が自分でやろうとしても、経験が少ないため自分の意図する方向と異なったり、コストが割高になってしまうこともあります。そんなとき相続コーディネーター®が相続人（依頼人）に代わって、物事をきちんと整理してあげることで「木を見て森を見ず」ということになることもなく、手順よく進めることができます。

④ 相続は感情と勘定の問題

相続において重要なことは、税、法律、「かんじょう」の3つの面から同時にさまざまな角度から考えることです。税は相続税、所得税など。法律は民法、不動産関連法令などです。「かんじょう」には感情と勘定の両面があり、これを理解することが相続では最も難しく、相続コーディネーター®の経験がものをいいます。

感情と勘定は、夫婦間でも微妙に異なります。親子、兄弟姉妹の立場は利害が反するいわばライバル同士であり、相続人全員で相続を進めること自体が困難になることもあります。

たとえば介護や、認知症の親の面倒をみたから余分に財産がほしい、という相続人の「勘定」が働くことがあります。また子供のない夫婦で、嫁と姑の仲が悪いという場合、息子に遺産を相続後、息子が嫁よりも先に死亡すると、先祖伝来の土地を大嫌いな嫁が相続することになるので、息子に相続させたくない、という「感情」と「勘定」が働きます。

実際に相続が発生した場合、大抵の人はかんじょう（感情と勘定）を優先します。

また相続人でない長男の嫁や長女の婿、あるいは孫などが口を出して、相続人の応援団になったり、相続人以上に欲を出すこともあります。相続対策というものは、いくら生前に節税対策や納税資金対策をしたところで、相続開始時の遺産分割の問題でつまずくと、すべてが無駄になってしまうものなのです。ところが親というものは、自分が下した決断において、たとえそれが間違っていたとしても、否定されることで強いストレスを感じ、間違いを直そうとはしないものです。

相続コーディネーター®に要求されることは、経済面と法律面の知識と相続人の感情と勘定をくみ取り、顧客の悩みを解決する相続ストーリーを戦略的に描くことです。相続は広範囲の専門領域におよび、高レベルで相談できる人はあまりいません。

相続・遺言の相談で事務所に来られる人は、皆さん何かに悩んだり、問題を抱えてどうしてよいか分からない人ばかりです。中には遺産分割問題で悩んでノイローゼになったり、髪の毛が抜けたり、病気になったりしてから相談に来る人もいらっしゃいます。ところが面談した後は、皆さんすっかり元気になられ、すっきりした表情で事務所を後にする人が多いものです。

相続で悩んでいる人にアドバイスをするのも相続コーディネーター®の役割です。ご相談者さまのかんじょう（感情と勘定）をくみ取り、相続コーディネートすることに意味があります。

◆ 相続のイメージと構造

4階	節税対策（生前贈与）		
3階	遺産分割対策・財産管理対策・納税資金対策		
2階	税金面	法律面	不動産面
1階	かんじょう（感情と勘定）		

あとがき

相続は一度経験した人でないと分からない、“かんじょう”（感情と勘定、終章I参照）が根本にあることも事実です。

税金や法律の知識がいくらあっても、相続で上手くいくとは限りません。

相続では、相続人の感情と勘定が大きく揺れ動き、人間の本質を垣間見ることもできます。

相続はやり直しがきかないドラマなのです。

ほとんどの人は切羽詰まってから、失敗してからしか行動できません。

中には相続・遺言対策で失敗したことにさえ気づかない人もいます。

そんな自分を感じているなら、この本が相続対策・遺言作成のヒントになるかもしれません。

この本に書かれていることは、相続や遺言の知識や理論というよりも、相続・遺言の現場の知恵です。

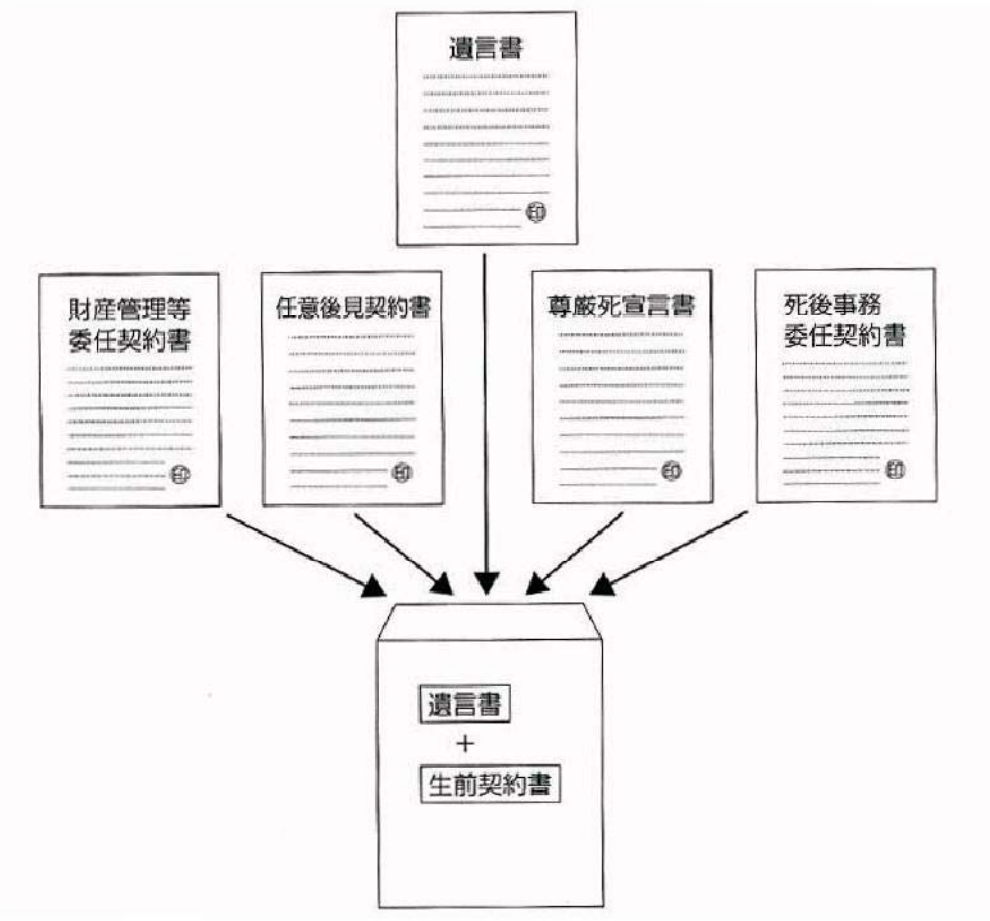
辛い経験をしたら、同じことが他人に起きないようにする。

楽しい経験をしたら、同じことが他人に起きるようにする。

自分の過去の経験の中に、現在の自分の夢がある。

本書が相続対策・遺言作成のヒントになれば幸いです。

相続コーディネーター® 後東博



遺言書

第1条 遺言者は、下記の財産を遺言者の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

1 不動産

(1) 土地

所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目

地番 〇〇番〇号

地目 宅地

地積 △△平方メートル

(2) 建物

所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇号

家屋番号 〇〇番〇号

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階△△平方メートル、2階△△平方メートル

第2条 遺言者は、下記の財産を遺言者の長女〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

1 預貯金

金融機関 〇〇銀行〇〇支店

種類 普通預金

口座番号 〇〇〇〇〇

2 株式 〇〇株式会社 △△株

第3条 遺言者は、下記の財産を遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

1 預貯金

金融機関 〇〇銀行〇〇支店

種類 普通預金

口座番号 〇〇〇〇〇

第4条 遺言者は、第1条、第2条、第3条に記載した以外の遺言者の財産の一切を妻の〇〇〇〇に相続させる。

第5条 遺言者は、祭祀主宰者として、長男の〇〇〇〇を指定する。

第6条

1 遺言者は、本遺言の執行者として、長男の〇〇〇〇を指定する。

2 遺言執行者は不動産の登記手続き、預貯金の解約、払戻し、名義変更有価証券の売却、換金、その他この遺言の執行に必要な一切の行為を単独で行う権限を有する。

3 遺言執行者は、必要と認めるときは上記遺言執行の全部又は一部を委任することができる。

(付言事項)

長女の〇〇〇〇が遺言者の食事や身の回りの世話をしてくれ、おかげで老後は自宅で安心して生活をすることができました。長女に対して長男よりも多くの財産を残してやるのはそういう気持ちからです。

さらに妻亡き後は、妻の分も長男が相続し、〇〇家を維持してもらいたいと強く希望しています。私亡き後も家族3人が円満であることを願っています。

本旨外要件

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

職業 無職

遺言者 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住所 東京都××区〇〇町〇丁目〇〇番地

職業 会社役員

証人 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住所 東京都△△区〇〇町〇丁目〇〇番地

職業 会社事務員

証人 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

財産管理等委任契約書

第1条 (契約の趣旨)

本契約は、甲が乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、甲の財産に関する事務を委任し、乙はこれを受任した。

第2条 (委任事務の範囲)

※本書 P45 参照

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録」記載の委任事務を委任し、その事務処理のための代理権を与える。

第3条 (費用の負担)

乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙はその管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第4条 (報酬)

乙の本件委任事務処理は無報酬とする。

第5条 (報告)

- 乙は甲に対し、6か月ごとに、本件委任事務処理の状況について報告書を提出して報告する。
- 甲は乙に対して、いつでも本件委任事務処理の状況について報告を求めることができる。

第6条 (契約の変更)

本委任契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってするものとする。

第7条 (契約の解除)

甲及び乙はいつでも本委任契約を解除することができる。但し、解除は公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。

本旨外要件

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業 無職
委任者(甲) 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住所 東京都××区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業 会社員
受任者(乙) 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

任意後見契約書

第1条 (契約の趣旨)

甲は乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、甲の判断能力が将来不十分な状況（任意後見契約に関する法律第4条第1項の精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況）になった場合における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という）を行うことを委任し、乙はこれを受任する。

第2条 (本契約の発効)

- 1 本任意後見契約は、家庭裁判所において、乙の任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じる。
- 2 本任意後見契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分状況になり、乙が本任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めるときは、乙は家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の請求をすることができる。
- 3 本任意後見契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

※本書 P45 参照

第3条 (後見事務の範囲)

甲は乙に対し、別紙「代理権目録」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という）を委任し、その事務処理のための代理権を与える。

第4条 (身上配慮の責務)

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、必要に応じて甲と面談し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

第5条 (証書などの保管等)

- 1 乙は、甲から本件後見事務処理のために必要な通帳や印鑑、証書その他の書類等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。
- 2 乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で前記の証書を使用するほか、甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。
- 3 乙は、本任意後見契約の効力発生後、甲以外の者が第1項記載の証書等を所持しているときは、自らこれを保管することができる。

第6条 (費用の負担)

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙はその管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第7条 (報酬)

- 1 乙の本件後見事務処理は無報酬とする。

2. 本件後見事務を無報酬とすることが、甲の生活状況又は健康状態の変化、経済情勢の変動等により不相当となったときは、甲及び乙は、任意後見監督人と協議して、報酬を定めることができる。この変更契約は、公正証書によってしなければならない。
3. 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは乙は任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。

第8条 (報告)

1. 乙は、任意後見監督人に対し、6か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。
 - (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
 - (2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
 - (3) 甲を代理して受領した金額及び支払った金銭の状況
 - (4) 甲の身上監護につき行った措置
 - (5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方
 - (6) 報酬の定めがある場合の報酬の收受
2. 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められる事項につき報告する。

第9条 (契約の解除)

1. 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本任意後見契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本任意後見契約を解除することができる。

第10条 (契約の終了)

1. 本任意後見契約は次の場合に終了する。
 - (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けてとき
 - (2) その他法定の終了事由が生じたとき
2. 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じたときは、甲又は乙は、すみやかにその旨を任意後見監督人に通知し、速やかに任意後見終了の登記を申請しなければならない。

本旨外要件

本籍	名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地
住所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業	無職
委任者(甲)	〇〇〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
住所	東京都××区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業	会社員
受任者(乙)	〇〇〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

尊厳死宣言書

第1条 (延命治療を拒否する意思表示)

私〇〇〇〇は、私が将来病気に罹り、これが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。

1. 私の疾病が現在の医学では不治であり、かつ、既に死期が迫っていると担当医を含む2名以上の医師により診断された場合には、死期を延ばすためだけの延命治療は一切しないでください。
2. 前項の場合、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実施してください。そのために投与した麻薬などの副作用により死亡時期が早まったとしてもかまいません。

第2条 (家族の同意)

この証書の作成に当たっては、あらかじめ私の家族である次の者の了承を得ております。

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

長男 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

第3条 (医師に刑事、民事、その他の責任を負わせないこと)

私のこの宣言による要望を忠実に果たしてくださる方々に深く感謝申し上げます。そしてその方々が私の要望に従ってされた行為の一切の責任は、私自身にあります。

警察、検察の関係者の皆様におかれましては、私の家族や医師が私の意思に沿った行動を執ったことにより、これらの者を犯罪捜査や訴追の対象とすることのないように特にお願いします。

第4条 (尊厳死宣言書の効力)

この宣言書は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものであります。従って私の精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、その効力を持続するものであることを明らかにしておきます。

本旨外要件

平成 年 月 日

住所 東京都××区〇〇町〇丁目〇〇番地

職業 無職

尊厳死宣言者 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

死後事務委任契約書

第1条 (契約の趣旨)

甲は乙に対し、甲の死後の事務を委任し乙はこれを受任した。

第2条 (委任事務の範囲)

甲は乙に対し次の事務を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

- 1 死亡届、葬儀、埋葬、納骨、永代供養等に関する事務一切
- 2 医療機関、療養施設、老人ホーム等への支払い及び退院手続き等一切
- 3 本契約による行政官庁に対する諸届け事務一切
- 4 具体的な事務手続き等に関しては代理権目録に記載し別紙として添付する。

第3条 (費用)

甲は、乙が上記死後事務を処理するために必要な費用として〇〇〇円を、あらかじめ乙に交付するものとし、乙は受領に関する領収書等を甲に交付するものとする。

第4条 (猫の世話と散骨)

- 1 乙は、猫の世話又は適切な機関等への譲渡を行う
- 2 乙は、遺言者の一周忌を目途に、ハワイへ散骨を行う

本旨外要件

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業 無職
委任者(甲) 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住所 東京都××区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業 会社員
受任者(乙) 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

身元保証契約書

第1条 (目的)

本契約は、甲が病院や有料老人ホーム等の施設に入居する際に、乙が身元引受人として入居契約書に連署し、入居先施設に対する甲の債務保証を行うことを目的とする。

第2条 (委任事務)

甲は、乙に対し、次の事務を行うことを委任（以下「本件委任事務」という）し、乙はこれを受任した。

1. 身元引受人への就任
2. 施設入居時の諸手続き
3. 入院時の諸手続き
4. 財産管理・処分に関する助言
5. 退院時の諸手続き

第3条 (記録及び報告)

乙は、甲に対し、本件委任事務に関する事項について、口頭で報告し、甲から申し出があった場合は、書面で報告する。

第4条 (費用の負担)

1. 本契約により本件委任事務処理に関する費用は、甲の負担とする。
2. 乙は、前項の費用について、その支出に先だって支払いを受けることができる。

第5条 (報酬)

甲は、乙に対し、本契約ならびに本件委任事務の対価として報酬を支払う。

第6条 (求償権)

甲の入居施設に対する金銭債務につき、乙が保証人として、甲に代わって弁済した場合、その額について、乙は、甲又は財産管理等委任契約の受任者に対し、求償権を有する。

第7条 (契約終了時の財産の引継ぎ)

乙は、本契約が終了した場合、委任事務を行った費用及び報酬、保証金を清算した後、残余財産を甲又は甲の財産管理人、相続人に引き渡すものとする。

平成 年 月 日
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業 無職
委任者(甲) 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住所 東京都××区〇〇町〇丁目〇〇番地
職業 会社員
受任者(乙) 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

見守り契約書

第1条 (目的)

本契約は、甲が自分で財産管理や生活面の手配を適切に行うことができるまで定期的な電話連絡及び訪問・面談を通じて、乙が、甲の生活全般及び健康状態を把握することにより、安心して暮らせるように見守ることを目的とする。

第2条 (契約期間)

契約期間は1年とし、甲或いは乙から申し出がない場合には自動的に更新される。

第3条 (報酬)

乙の報酬は月額〇万円(消費税別)とする。

第4条 (見守り内容と義務)

1. 乙は少なくとも、月1回、電話或いは直接の面談により甲の安否を確認することとする。但し、甲の要請があった場合又は乙が必要と認めた場合には、随時面談を行う。
2. 乙は定期的な電話連絡及び訪問・面談を通じて甲の様子変化を見守る。
3. 甲が介護・福祉サービス契約の締結を必要とする状況や認知症の発症が疑われる状態と認めた場合は、関係機関に対応措置の要請を行う。

第5条 (契約の終了)

甲が自分で財産管理や療養看護の手配等を適切に行うことができなくなったときには、あらかじめ締結してある任意後見契約に移行する。

平成 年 月 日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

職業 無職

委任者(甲) 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住所 東京都××区〇〇町〇丁目〇〇番地

職業 会社員

受任者(乙) 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生